

入札ネット会員規約

株式会社FIVE S

----- 目 次 -----

第1章 総 則	(第1条—第3条)
第2章 入札ネット契約	(第4条—第20条)
第3章 入札ネットサービス	
第1節 入札ネットサービスの種類	(第21条—第26条)
第2節 入札ネットサービスの提供及び利用	
第1款 通則	(第27条—第37条)
第2款 基本サービス	(第38条)
第3款 入札システムサービス	
第1目 利用資格等	(第39条—第45条)
第2目 入札の施行	(第46条—第54条)
第3目 契約の締結	(第55条)
第4目 入札参加	(第56条—第59条)
第4章 料金	
第1節 通則	(第60条—第63条)
第2節 各種の料金	(第64条—第65条)
第5章 補則 (第66条—第71条)	
附則	

《 第1章 総 則 》

(規約の適用)

第1条 当社は、この規約（以下「本規約」という。）に定めるところにより、入札ネットサービスを提供します。

(規約等の変更)

第2条 当社は、入札ネット会員の承諾なく規約等を変更することがあります。この場合においては、入札ネットサービスの提供は、変更後の規約等によります。

2 当社は、この規約を変更した場合には、入札ネット会員に通知します。

(用語の定義)

第3条 この規約において「入札ネットサービス」とは、当社がインターネットを通じて提供するパソコンを利用した情報処理サービスをいいます。

2 この規約において「入札ネット契約」とは、当社から入札ネットサービスを受けるための契約をいいます。

3 この規約において「入札ネット会員」とは、当社と会員の資格において入札ネット契約を締結している者をいいます。

4 この規約において「担当者」とは、入札ネット契約の申込時、担当者として通知した者をいいます。

5 この規約において「サブユーザー」とは、担当者により別途申込をした第20条第1項の規定に定める者をいう。

6 この規約において「プレイヤータイプ」とは、別表第1に掲げる入札ネット会員の区分をいいます。

7 この規約において「発注会員」とは、システム利用時にプレイヤータイプが発注者（開催者）である入札ネット会員をいいます。

8 この規約において「入札会員」とは、システム利用時にプレイヤータイプが発注者（開催者）以外である入札ネット会員をいいます。

9 この規約において「入札参加会員」とは、第50条の規定により発注会員が入札への参加を承諾した入札会員をいいます。

10 この規約において「落札者」とは、発注会員が入札に付した事項について契約の相手方となる者をいいます。

11 この規約において「規約等」とは、この規約又はこの規約に基づき当社が定めた規則をいいます。

《 第2章 入札ネット契約 》

(申込み)

第4条 入札ネット契約の申込みをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した当社が定める所定の申込により通知していただきます。

一 プレイヤータイプ

二 入札ネット利用担当者

三 その他当社が必要と認める事項

2 第1項第2号の入札ネット利用担当者は、入札ネット契約1件当たり1名とします。ただし、当社が定める所定の手続きにより、第20条第1項の規定の範囲においてサブユーザーを別途申込むことができる。

3 入会希望者が第1項に定める必要な申込の通知をおこなった場合、入会希望者は本規約に同意したものとします。

(申込みの資格)

第5条 入札ネット契約の申込みができるのは、次のいずれかに該当する方に限るものとします。

一 法人その他の団体

二 事業を営む個人であって、事業として又は事業のために入札ネット契約の当事者となろうとする者

(申込みの審査)

第6条 当社は、入札ネット契約の申込みがあったときは、その申込みの審査を行います。

2 当社は、申込みの審査に際し、当社自ら、又は当社が指定する第三者に委託して、申込みをした者の調査を行うことがあります。

3 当社は、前項の調査の委託をする場合には、その委託の相手方に対し、入札ネット契約の申込みをした者が当社に提出した書類その他調査に必要な書類その他入札ネットの申込みをした者に関する情報を提供します。

(申込みの承諾)

- 第7条 前条の審査の結果、当社が適当と認めたときは、当社は、入札ネット契約の申込みを承諾します。
- 2 入会希望者は第29条第1項に定める「ID」「パスワード」の当社からの通知をもって入札ネット契約の申し込みが当社によって承諾されたものとし、入札ネット会員となります。

(入札ネット会員の審査)

- 第8条 当社は、入札ネット会員について、1年間に1度を目途として、随時入札ネット会員としての適格性に関する審査を実施します。
- 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前条の規定による審査について準用します。

(会員情報等の取扱い)

- 第9条 当社は、入札ネット会員について、次に掲げる事項を公表することができるものとします。
- 一 入札ネット会員の住所、商号又は氏名、代表者、電話番号その他入札ネット会員が当社に届け出た事項
 - 二 入札ネット利用担当者個人（サブユーザーを含む）の氏名、所属する部署、職名及び連絡先
- 2 前項の規定による個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報）をいいます。以下この条において同じ。）の公表は、個人情報の保護に関する法律第23条第2項の規定に基づいて行います。
- 3 当社は、本人（個人情報の保護に関する法律第2条第6項の本人をいいます。）が第1項の規定による個人情報の公表を停止することを求めたときは、当該個人情報の公表を停止し、公表を停止した事実を当社が適当と認める方法で表示します。この場合において、入札ネット会員が入札ネット利用担当者（サブユーザーを含む）を第1項の規定による個人情報の公表に同意する他の者に変更して当社に届け出たときは、当社は当該入札ネット担当者について第1項の規定による公表を行います。
- 4 当社は、当社が前項の規定により個人情報の公表を停止したこと又は入札ネット会員が前項に規定する届出をしなかったことにより入札ネット会員に生じた損害について、一切責任を負いません。
- 5 前各項に定めるもののほか、当社が入札ネット契約に関して取得した個人情報の取扱いは、当社が別途定めるプライバシーポリシーの定めるところによります。
- 6 当社は、プライバシーポリシーを当社の裁量によって任意に変更することができます。当社がプライバシーポリシーを変更した場合には、当社が入札ネット契約に関して取得した個人情報の取扱いについては、変更後のプライバシーポリシーの定めるところによります。

(届出事項の変更)

- 第10条 入札ネット会員は、住所、商号又は氏名、代表者、電話番号その他当社に届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当社所定の様式によりその旨を届け出なければなりません。
- 2 当社は、入札ネット会員が前項の規定による届出を怠ったことにより生じた損害又は不利益について、一切責任を負いません。

(入札ネット会員に対する通知)

- 第11条 当社は、入札ネット会員に対する通知を、次に掲げる方法により行うことができます。
- 一 書面の送付
 - 二 ファクシミリの送信
 - 三 電子メールの送信
 - 四 入札ネットホームページへの掲載 掲載 URL は下記 URL によります。
<http://www.bid-net.jp>
- 2 当社は、入札ネット会員に対して書面により入札ネット契約その他規約等による取引に関する通知をする場合には、入札ネット会員が当社に届け出た住所に宛てて当該書面を発送すれば足りるものとします。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであった時に通知の効力が生じるものとします。
- 3 当社は、入札ネット会員に対してファクシミリの送信により入札ネット契約その他規約等による取引に関する通知をする場合には、入札ネット会員が当社に届け出たファクシミリ番号に宛てて当該書面を送信すれば足りるものとします。この場合においては、当該書面を送信した時に通知の効力が生じるものとします。
- 4 当社は、入札ネット会員に対して電子メールの送信により入札ネット契約その他規約等による取引に関する通知をする場合には、入札ネット会員が当社に届け出た電子メールアドレスに宛てて当該電子メールを送信すれば足りるものとします。この場合においては、当該電子メールを送信した時に通知の効力が生じるものとします。

(入札ネット契約の期間)

- 第12条 入札ネット契約の期間は、1年間とします。
- 2 入札ネット契約は、期間の満了の3か月前から期間の満了までに、入札ネット会員又は当社のいずれ

からも別段の意思表示がない場合には、従前と同一の条件で1年間更新されたものとします。

3 前項の規定は、同項の規定により更新された期間の満了の場合について準用します。

(解約の申入れ)

第13条 入札ネット会員は、当社に対し、いつでも、入札ネット契約の解約を申入れることができます。

2 入札ネット会員は、前項の申入れをしようとするときは、当社に対し、当社所定の様式による解約申入書を提出していただきます。

3 前各項の規定による解約の申入れがされた場合には、入札ネット契約は、次の各号に掲げる解約申入れがされた時期の区分に応じ、当該各号に定める日に終了します。

一 各月10日までに解約申入れがされた日が属する月の末日

二 各月11日から末日までに解約申入れがされた日が属する月の翌月末日

4 第1項の規定にかかわらず、入札ネット会員は、施行又は参加した入札について落札者が決定されていないときは、入札ネット契約の解約の申入れをすることができません。第47条第4項の規定により他の入札ネット会員から入札の施行に関する業務の委託を受けた場合も、同様とします。

5 当社は、入札ネットサービスを提供する事業の中止その他止むを得ない事情がある場合には、3か月前までに予告して入札ネット契約を終了させることができます。

(入札ネット契約の解除等)

第14条 当社は、入札ネット会員が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく、入札ネット契約を解除することができます。

一 規約等の規定のいずれかに違反したとき

二 この規約の規定により当社又は当社が指定する第三者が実施する審査に合格しなかったとき

三 入札ネット利用担当者から第9条第2項の承諾を得ることができないとき

四 支払を停止し、又は手形交換所における取引停止処分を受けたとき

五 解散の決議をし、又はその命令を受けたとき

六 破産の宣告、再生手続開始の決定、整理開始の命令、更生手続開始その他これらと同種若しくは類似する手続の申立て又はその手続を開始する旨の決定があったとき

七 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売等の申立て又は租税の滞納処分を受けたとき

八 資本減少、合併、営業譲渡、営業譲受、会社分割、株式交換、株式移転、組織変更の決議をしたとき

九 営業の全部又は重要な一部を廃止したとき

十 官庁における指名停止、営業停止、営業許可取消等の処分を受けたとき

十一 法令違反もしくは不公正な活動等により社会的な信用を失ったとき

十二 入札ネット会員又は入札ネット会員の役員が刑罰に処せられたときその他違法又は不正な行為をしたとき

十三 当社に対する詐術その他背信行為があったとき

2 前項に規定する場合においては、入札ネット会員は、入札ネット契約及び規約等による取引により生じた一切の債務について当然に期限の利益を失います。入札ネット会員の他の入札ネット会員に対する債務についても同様とします。

3 前項の場合には、入札ネット会員は、直ちに、該当する債務を弁済しなければなりません。

(入札ネット契約終了の効果)

第15条 入札ネット契約が終了した場合には、規約等により認められたすべての利用承認及び利用資格の認定は、効力を失います。

2 入札システムを利用して入札を施行している入札ネット会員の入札ネット契約が見積依頼の回答期間満了前に終了した場合には、その入札も、契約の終了と同時に終了します。

3 入札システムを利用して入札に参加又は参加の申込みをした入札ネット会員の入札ネット契約が落札者の決定前に終了した場合には、その参加又は参加の申込みは、効力を失います。

4 入札ネット契約及び規約等による取引により生じた一切の債務で、入札ネット契約が終了する日に期限が到来していないものは、入札ネット契約終了の日に期限が到来するものとします。入札ネット会員の他の入札ネット会員に対する債務についても同様とします。

(損害賠償)

第16条 当社の入札ネット会員に対する損害賠償責任は、規約等に別段の定めがある場合を除き、責任の原因となる事由が生じた月に入札ネット会員が現実に支払った年会費を上限とします。

(責任の制限)

第17条 当社は、入札ネットサービスを利用した入札ネット会員と他の入札ネット会員相互間の取引に関し、責任を負いません。

2 当社は、入札ネットサービスの提供に関し特定の業務を第三者に委託した場合には、その第三者の故意又は過失について、第16条に基づく範囲で責任を負います。

3 当社は第36条第2項に定める権利の侵害について、一切責任を負いません。また入札ネット会員の責により当社が損害を賠償した場合、入札ネット会員は当社に対し速やかに賠償金額を支払うものとします。但し、当社に故意または過失があった場合はこの限りではない。

(自己の責任による入札ネットサービスの利用)

第18条 入札ネット会員は、入札ネットサービスを自己の判断と責任において利用するものとします。

2 当社は、入札ネットサービスにおいて、他の入札ネット会員が提供した情報について、当社は、何らの表明、保証をしません。

3 当社は、入札ネットサービスを利用した取引及び入札ネット会員が入札ネットサービスを利用したことによる結果について、責任を負いません。

4 入札ネット会員は、入札ネットサービスの利用又は入札ネットサービスを利用した他の入札ネット会員との取引に関し当社に迷惑・損害を及ぼしてはならないものとします。

5 入札ネット会員は、その入札ネットサービスの利用又は入札ネットサービスを利用した他の入札ネット会員との取引に関する紛争が生じたときは、これを引受け、自らの責任及び負担において解決処理しなければなりません。

(権利の譲渡等)

第19条 入札ネット会員は、入札ネット契約に基づく権利を第三者に譲渡し、質権を設定し、その他一切の処分をすることができません。

2 入札ネット会員は、入札ネット契約上の地位及びこれに基づく義務を第三者に譲渡し、又は承継させることができません。

3 当社は、入札ネット契約上の地位及びこれに基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させることができます。

4 入札ネット会員は、前項の規定による譲渡又は承継を予め承諾します。

(入札ネット利用担当者によるサブユーザーの登録)

第20条 入札ネット利用担当者は自己によるサイト利用のほか、当社が定める所定の手続きにより、担当者と同一の法人に所属する第三者を登録し、サイトを利用できる者（以下「サブユーザー」という）を選任することが出来る。ただし、サブユーザーとして登録された物は以下の操作は出来ない。

- 一 自己の登録情報の変更および削除
- 二 自己の所属する会社情報の変更
- 三 自己以外のサブユーザーの追加および登録情報の変更・削除
- 四 自己が登録した会社実績情報以外の変更および削除
- 五 ID/パスワードの変更

2 サブユーザーによる入札ネットサービスの利用に当っては、サブユーザーの行為は入札ネット利用担当者の行為として取扱い、本規約が適用されます。

3 入札ネット利用担当者が入札ネット契約を解約した場合、また入札ネット会員としての効力を失ったことにより当サイトが利用出来なくなった場合は、当社は何らの催告を要することなく、サブユーザーによる入札ネットサービスの利用を停止することができる。

4 入札ネット利用担当者はサブユーザーの利用が、自己の行為と取り扱われることを認識し、自己の入札ネット契約に属するサブユーザーに対し、本規約を厳守させなければならない。

《 第3章 入札ネットサービス 》

◆ 第1節 入札ネットサービスの種類

(入札ネットサービスの種類)

第21条 入札ネットサービスには、次に掲げる種類があります。

- 一 基本サービス
- 二 入札システムサービス
- 三 その他のサービス

(基本サービス)

第22条 基本サービスは、会員用ホームページ閲覧および利用のサービスとします。

(入札システムサービス)

第23条 入札システムサービスは、次に掲げるサービスとします。

- 一 入札システムサービスを利用することができる入札ネット会員に関する情報の提供
- 二 入札システムサービスを利用した入札案件情報の提供
- 三 入札システムの提供

(入札システム)

第24条 第21条第2号及び前条第1項第3号の入札システムは、入札ネット会員が、自己の使用に係るパソコンと他の入札ネット会員の使用に係るパソコンとをインターネットで接続したコンピュータシステムを利用して施行する入札を支援する入札ネットサービスとします。

2 入札システムは、入札ネット会員のプレイヤータイプの区分に応じ、入札の施行及び入札に関し、次に掲げる一連の手続を行うことができるものとします。

- 一 入札に付する案件の通知
- 二 入札参加申込み
- 三 入札参加会員の選定
- 四 見積依頼
- 五 質疑及び応答
- 六 見積書の提出
- 七 落札者の決定

(その他のサービス)

第25条 その他のサービスは、入札ネットサービスのうち、第20条第1号から第3号までに掲げるサービスのいずれにも該当しないものとします。

(入札ネットサービスの変更等)

第26条 当社は、入札ネット会員に対する予告なく入札ネットサービスの全部若しくは一部を中止若しくは変更し、又は新たなサービスを入札ネットサービスとして追加することがあります。

◆ 第2節 入札ネットサービスの提供及び利用

第1款 通則

(識別番号及び暗証番号の決定及び通知)

第27条 当社は、入札ネット契約の申込みを承諾する際、入札ネット契約1件ごとに固有の識別番号及び暗証番号を定め、入札ネット会員に通知します。

2 当社は、識別番号を「ID」、暗証番号を「パスワード」とそれぞれ呼ぶことがあります。

(暗証番号の適切な管理)

第28条 入札ネット会員は、暗証番号の漏洩、滅失及び毀損の防止その他暗証番号の適切な管理を行わなければなりません。

- 2 入札ネット会員は、暗証番号の管理について責任を負う特定の担当者を定め、その担当者に管理させるものとします。
- 3 入札ネット会員は、暗証番号及にアクセスすることができる権限を有する者を必要最小限の範囲の者に限定するとともに、権限を有しない者が暗証番号にアクセスできないようにするなど、暗証番号の漏洩や不正な使用を防止するための具体的な方策を立案して実施しなければなりません。
- 4 入札ネット会員は、暗証番号が漏洩したときは、速やかに当社にその旨を届け出なければなりません。
- 5 当社は、入札ネット会員の暗証番号が漏洩し、又は不正に使用されたことによりその入札ネット会員又は他の入札ネット会員に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

(識別番号及び暗証番号の送信)

第29条 入札ネット会員は、入札ネットサービスの提供を受けようとする場合には、当社の求めに応じ、識別番号及び暗証番号を送信しなければなりません。

2 入札ネット会員の識別番号及びこれに対応する暗証番号の送信がされた場合には、その送信がされた後の一連の通信は、当該入札ネット会員によってされたものとして取り扱います。

(入札ネットサービスの提供時間帯等)

第30条 当社が入札ネットサービスを提供する日は、次に掲げる日以外の日とします。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 当社規定による夏季休暇及び年末年始休暇
- 2 当社が入札ネットサービスを提供する時間帯は、午前10時から午後18時までとします。
- 3 前項の時刻は、当社の設備により管理する時刻によることを原則とします。

(入札ネットサービスの利用推奨環境仕様)

第31条 入札ネット会員が入札ネットサービスを受けるための推奨環境は、別表第2に定めるとおりとします。

- 2 入札ネット会員は、入札ネットサービスを利用するに際しては、前項に規定する環境を良好な状態に維持するものとします。

(入札ネットサービスの提供の中止及び中断)

第32条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札ネットサービスその他入札ネット会員に対する便益の提供の全部又は一部の提供を中止又は中断することができます。

- 一 第14条第1項に規定する場合又は同項に規定する場合に該当するおそれがある場合
 - 二 入札ネットサービスの用に供する機器類の維持管理上の必要がある場合
 - 三 当社が合理的に制御することができない事由により入札ネットサービスの提供が困難となった場合
- 2 当社は、入札ネット会員に対し、前項の規定による入札ネットサービスの提供の中止又は中断について、いかなる債務又は責任を負担しません。

(ID・パスワードの一時利用停止措置)

第33条 当社は本規約に定める事項および以下に定める事項に反し、会員がシステムを利用した場合、また利用しようとした場合、他の会員の利益損失防止のため、当社の判断でID・パスワードの一時的な利用停止措置を講じることができる。その場合当該会員が蒙った損害については当社に請求することはできない。

- 2 利用停止措置を受けた会員の利用再開にあたっては、他の会員利益に影響がないことを当社が判断した場合、当社は当該会員の利用再開を認める。

(入札ネットサービスの利用不能に関する責任)

第34条 当社は、入札ネットサービスの提供の中断については、損害賠償、その他一切の責任を負いません。

(情報送信防止の措置)

第35条 当社は、次に掲げる事由により入札ネットサービスによる伝達又は流通が不適当である情報であると認めるときは、その情報の送信を防止する措置を講じることができます。

- 一 他人の権利を侵害する情報又は他人の権利を侵害するおそれがある情報
 - 二 不正の目的により送信された情報又はそのおそれがある情報
 - 三 その他当社が不適当と認める情報
- 2 当社は、入札ネットサービスを利用して他の入札ネット会員と取引することができなかったことその他当社が前項の規定による措置を講じたことにより生じた損害について、一切責任を負いません。

(入札ネット会員の責務)

第36条 入札ネット会員は、入札ネットサービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- 一 第三者に自己の認識番号、暗証番号を利用させる行為
- 二 不正の目的をもって入札ネットサービスを利用する行為
- 三 第三者の知的財産権その他第三者の権利を侵害する行為
- 四 独占禁止法その他の法令に違反する行為
- 五 公序良俗に反する行為
- 六 大量又は有害な情報の送信その他当社による入札ネットサービスの提供又は他の入札ネット会員による入札ネットサービスの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- 七 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいいます。）
- 八 その他当社が不適切と認める行為。

(秘密保持)

第37条 入札ネット会員は、入札ネットサービスの利用に関して知り得た当社又は他の入札ネット会員の秘密を漏らしてはなりません。

2 入札ネット会員は、前項の秘密を、開示を受けた目的以外の目的に用いてはなりません。

3 前各項の規定に基づく義務は、入札ネット契約の終了後5年間存続するものとします。

第2款 基本サービス

(基本サービスの提供)

第38条 入札ネット会員は、規約等に定めるところにより基本サービスの提供を受けることができます。

第3款 入札システムサービス

第1目 利用資格等

(入札システムサービスの提供)

第39条 入札システムサービスは、その利用資格の認定を受けた入札ネット会員に対して提供します。

当社は、入札ネット会員のプレイヤータイプの区分に応じて、入札システムサービスを提供します。

(送信データの保持期間)

第40条 入札ネット会員が入札システムサービスを利用して他の入札ネット会員に送信したデータの保持期間は、そのデータが送信された時から3か月とします。

2 前項の期間が経過したときは、同項のデータは破棄されるものとします。

(入札システムサービス利用者の一般的な義務)

第41条 入札ネット会員は、入札システムサービスを利用して入札を施行し、又は入札する場合には、当社が別途定める操作手順書の記載にしたがい、入札システムの画面上における一連の手続を行う必要があります。

2 当社は、入札の施行及び入札への参加に関して入札ネット会員又は他の入札ネット会員が送信する情報を審査する義務を負いません。

(入札の開催義務等)

第42条 発注会員は、入札開催通知をし、入札者から参加申込みがあった場合、入札を開催しなければなりません。

2 発注会員は、当社から要請を受けたときは、入札システムの円滑かつ効果的な提供を目的として当社が提供を求めた情報を当社に提供するものとします。

3 発注会員においてやむを得ない事由により入札を開催することができない場合には、全ての入札参加会員に対し、入札を開催できない理由を説明するとともに、当社に対して、当社所定の様式による書面で通知し許可を得たうえで、全ての入札参加会員に対し、入札を開催できない理由を説明しなければなりません。

(入札参加者の義務)

第43条 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札の意向又は入札価格について一切意思の疎通をさせてはならず、独自に入札価格を定めなければなりません。

2 入札参加者は、入札に付された事項について契約が締結されるまで、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはなりません。

(入札の中止)

第44条 当社は、複数の入札参加者が通謀し、又はそのおそれがあると認められるなど、入札を適正に開催することができないおそれがあると認めるときは、発注会員の意見を聴いて、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の開催を延期し、又は中止することができるものとします。

(入札の辞退等)

第45条 入札参加者は、第58条第1項に定める見積の提出期限までの間、入札を辞退することができます。ただし、入札参加者は、第58条第1項および第2項に定める見積の提出をした場合には、その入札を撤回し、又は取り消すことができません。

第2目 入札の施行

(入札の施行)

第46条 発注会員は、第三者と建築工事請負、設計業務委託その他の契約を締結するに当たり、入札システムサービスを利用して、入札参加会員に対し、建設工事その他見積りに適する事項の見積りを依頼することができます。

2 発注会員は、入札に付する事項について契約を締結する意思がない場合には、入札システムを利用して入札を施行してはなりません。

3 発注会員は、次に掲げる事項を入札に付してはなりません。

一 その取引が法令に違反することとなる事項

二 その取引を媒介し、斡旋し、又はその取引に加功することが法令に違反することとなる事項

三 法令の規定により、その取引を媒介し、斡旋し、又はその取引に加功することについて許可、認可又は届出を要することとなる事項

(案件の登録)

第47条 発注会員は、入札システムサービスを利用して入札を施行しようとするときは、予め、入札に付する案件の登録を当社に申し込まなければなりません。

2 発注会員は、前項の申込みにより登録がされた案件についてのみ、入札システムサービスを利用して他の入札ネット会員に見積依頼をすることができます。

3 当社は、第1項の規定による申込みに係る案件が不適切であると認めるときは、その案件の登録をせず、又は案件の登録を取り消すことができます。

4 発注会員は、第1項の規定により登録がされた案件について、プレイヤータイプがCMrである他の入札ネット会員と協議、合意の上、入札の施行に関する業務を委託することができます。

5 第4項の規定による委託及びその終了は、書面により当社に届け出なければ、当社に対抗することができません。

6 当社は、第4項の規定による委託をした旨の届出がされた場合には、同項の規定により入札の施行に関する業務の委託を受けた入札ネット会員（以下本条において「発注業務受託会員」といいます。）の行為は、その入札の施行に関し、発注会員の行為として取り扱います。

7 第4項の場合においては、発注業務受託会員は、当社に対し、入札システムの利用に関し、入札の施行に関する業務を委託した発注会員と同様の権利を有し、義務を負うものとします。

(案件登録の通知)

第48条 当社は、発注会員が入札に付する案件を登録したときは、その旨を入札会員に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、発注会員は、当社に対し、案件の登録を申し込む際、同項の通知の相手方を特定の入札会員に限ることを申し出ることができます。

(案件登録の取消し)

第49条 発注会員は、止むを得ない事由があるときは、次条第2項の規定により入札参加会員が選定されるまで、案件の登録の取消しを求めることができます。この場合においては、発注会員は、書面により取消しを求める理由を明らかにしなければなりません。

2 当社は、案件の登録を取り消した場合には、前条第1項の規定により案件登録の通知をした入札会員に対し、その旨を通知します。

(入札参加会員の選定)

第50条 発注会員は、入札の施行に先立ち、入札に参加する入札会員を選定するため、入札システムサービスを利用し、参加申込みの期間を定めて、入札を実施する旨を特定又は不特定の入札会員に通知するものとします。

2 発注会員は、前項の通知をした入札会員から入札参加の申込みを受けたときは、参加申込期間経過後速やかに、入札参加の申込みをした入札会員それぞれについて入札参加の諾否を決定し、その入札会員に対し、入札システムサービスを利用して、速やかに入札参加の諾否を通知するものとします。この場合において、入札の参加を拒絶する旨の通知をするときは、拒絶の理由を併せて通知しなければなりません。

(見積依頼)

第51条 発注会員は、前条第2項の規定により入札参加を認めた入札会員に対し、速やかに見積りを依頼するものとします。

2 発注会員は、見積りの依頼をする場合には、見積事項についてできる限り具体的な内容を提示し、かつ、見積りに必要な一定の回答期間を定めるものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、発注会員は、止むを得ない事由がある場合には、見積り依頼を行わないことができます。この場合においては、発注会員は、全ての入札参加会員に対し、見積依頼を行わない理由を説明するとともに、当社に対して、当社所定の様式による書面で報告しなければなりません。

(質疑に対する応答)

第52条 発注会員は、見積依頼をした事項について質疑を受けたときは、誠実に応答しなければなりません。

(落札者の決定)

第53条 発注会員は、見積依頼の回答期間が経過したときは、速やかに、入札参加会員から、落札者を決定しなければなりません。

2 前項の場合においては、発注会員は、当社に対し、次の事項を報告しなければなりません。

一 落札者名

二 落札金額の属する区分

3 発注会員は、入札参加会員が見積依頼に対して回答した入札金額その他の諸条件を総合的に勘案して、入札参加会員の中から落札者を決定するものとします。

(経過等の報告)

第54条 発注会員は、見積依頼の回答期間の終期から1か月を経過してなお落札者を決定しないときは、当社に対し、落札者選定の経過を報告しなければなりません。見積依頼の回答期間の終期から2か月を経過した場合も同様とします。

2 発注会員は、止むを得ない事情があると当社が判断した場合に限り、入札を不調とすることができます。

3 前第2項の規定により入札を不調とする場合、発注会員は書面により不調にする理由を明らかにしなければなりません。

第3目 契約の締結

第55条 発注会員は、落札者を決定したときは、入札に付した事項について、速やかに落札者との間で契約を締結しなければなりません。

2 発注会員が落札者と契約を締結する場合においては、当事者間の協議により、入札システムサービスを利用した見積依頼において提示された条件及び見積依頼に対する回答と異なる条件による契約を締結することを妨げません。

3 発注会員は、入札システムサービスを利用して入札に付した事項の全部又は一部について、落札者を決定しないで次に掲げる者と契約を締結してはなりません。

一 他の入札ネット会員

二 入札ネット会員であった者

三 前各号に掲げる者の関係会社

4 前項第2号に規定する者には、入札に付する案件の通知がされた時までに入札ネット会員でなくなっていた者を含めないものとします。

5 発注会員が第3項の規定に違反した場合には、違約金として、次に掲げる金額の合計額を支払う義務を負います。

一 その入札において入札会員が入札システムサービスを利用して見積依頼に対する回答を行ったならば生じたシステム利用料相当額

二 その入札において発注会員が入札システムサービスを利用して落札者を決定したならば生じたシステム利用料相当額

6 前項各号に掲げる金額の算定は、実際の入札金額によるものとします。ただし、実際の入札金額によることができない場合には、発注会員が入札に付した事項の対価を合理的に見積もった金額によることができるとします。

7 当社は、第5項に規定する違約金の額を超える損害が生じた場合には、違約金に加えてその損害の賠償を請求することができます。

第4目 入札参加

(入札参加の申込み)

第56条 入札会員は、第48条第1項の規定による入札を実施する旨の通知を受けたときは、発注会員に対し、入札への参加を申し込むことができます。

2 前項の申込みは、入札システムサービスを利用して行わなければなりません。

(入札参加申込みの撤回)

第57条 入札会員は、入札参加期間が経過するまで、所定の方法により入札参加の申込みを撤回することができます。

(見積書の提出)

第58条 入札参加会員は、第51条第1項の規定による見積りの依頼を受けたときは、その見積り依頼において定められた期間内に、見積書を提出するものとします。

2 入札参加会員は、入札システムを利用しないで見積り依頼に対する回答を行ってはなりません。

(契約の締結)

第59条 入札参加会員は、見積りに回答した事項について、見積りを依頼した発注会員から契約の締結を求められたときは、速やかに契約の締結に応じるものとします。

《 第4章 料金 》

◆ 第1節 通 則

(料金の支払義務)

第60条 入札ネット会員は、入札ネットの利用に関し、この規約の定めるところにより、料金を支払う義務を負います。

2 当社は、この規約に定める料金の支払いを請求する場合には、料金の額に消費税及び地方消費税相当額を加算して請求します。

3 入札ネット会員は、この規約に明示的に規定する場合を除くほか、当社に支払った料金の返還を請求することができません。

(料金の種類)

第61条 入札ネットサービスの利用に関する料金には、次に掲げる種類があります。

- 一 入札システム利用料（落札会員に課金）
- 二 その他当社が別途定める料金

(料金の支払方法)

第62条 入札ネット会員は、当社が別段の定めをした場合を除き、料金を当社が指定する銀行口座への振り込んで支払うものとします。

(遅延損害金)

第63条 入札ネット会員は、料金その他当社に対して負う債務の支払いを遅滞したときは、支払済みまで年14.5パーセント（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払う義務を負います。

◆ 第2節 各種の料金

(入札システム利用料)

第64条 入札ネット会員は、入札システムサービスを利用して以下の行為を行なった場合、別表第3に掲げる料金表に基づきシステム利用料を支払う義務を負います。

(入札システム利用料の支払期日)

第65条 入札システム利用料の支払期日は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までとします。

《 第5章 補 則 》

(コンピュータシステムによる申込み等)

第66条 入札ネット会員は、規約等により書面により行うこととしている申込みその他の通知（以下本条において「申込み等」という。）について、当社が別途定めるところにより、入札ネット会員の使用に係るパソコンと当社の使用に係るパソコンとをインターネットで接続したコンピュータシステムに入力する方法により行うことができます。

2 前項の規定により行われた申込み等については、当該申込み等を書面により行うものとして規定した申込み等 に関する規約等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申込み等に関する規約等の規定を適用します。

3 第1項の規定により行われた申込み等は、当社の使用に係るパソコンに備えられたファイルへの記録がされた時に当社に到達したものとみなします。

(コンピュータシステムによる通知)

第67条 当社は、規約等により入札ネット会員に対して行うこととしている通知について、パソコンに備えられたファイルに記録して公衆送信を可能とすることにより行うことができます。

2 前項の規定により行われた通知は、通知がファイルに記録され、公衆送信が可能となった時に入札ネット会員に到達したものとみなします。

(著作物の利用等)

第68条 当社が入札ネット契約若しくは入札ネットサービスの利用に関して入札ネット会員に提供した手順書その他の物件、プログラムその他の著作物、技術的手段又は情報は、入札ネットサービスを利用する目的以外の目的に利用することはできません。

(規則の制定)

第69条 当社は、この規約に定めるもののほか、入札ネットサービスの提供に関し必要な事項を規則として定めることができます。

(合意管轄)

第70条 規約等、入札ネットサービスの提供又は入札ネット契約に関し入札ネット会員と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所のみを第一審の管轄裁判所とします。

(準拠法)

第71条 入札ネット契約その他規約等による取引の準拠法は、日本法とします。

以上

附 則
(実施期日)
第1条 この規約の実施改定状況は、以下のとおりです。
一 平成27年8月1日施行。

別表第1 (第3条第6項関係)
発注者
CMr
設計事務所
積算事務所 施工者／サプライヤー
建物管理／人材派遣 その他

別表第2 (第31条関係)
[サービス利用時の推奨環境仕様]

Windows をお使いの場合
推奨 OS : Windows 7 以降
Microsoft Internet Explorer 11 以降
Mozilla FireFox 最新版
Google Chrome 最新版

Macintosh をお使いの場合
推奨 OS : Mac OS X 10.6 以降
Mozilla FireFox 最新版
Safari 最新版
Google Chrome 最新版

CPU : 1.3GHz 以上
メモリ : 4GB 以上

※スマートフォンやタブレット端末は現在利用推奨対象外となります。

(平成27年8月1日現在)

別表第3 (第64条関係)

システム利用料

※料金表は1発注単位当りにかかる金額です。

課金対象	課金項目
	システム利用料
発注者	無料
落札者	入札金額×0.6% (税別)

システム利用料は入札者のうち落札した会員に課金されます。